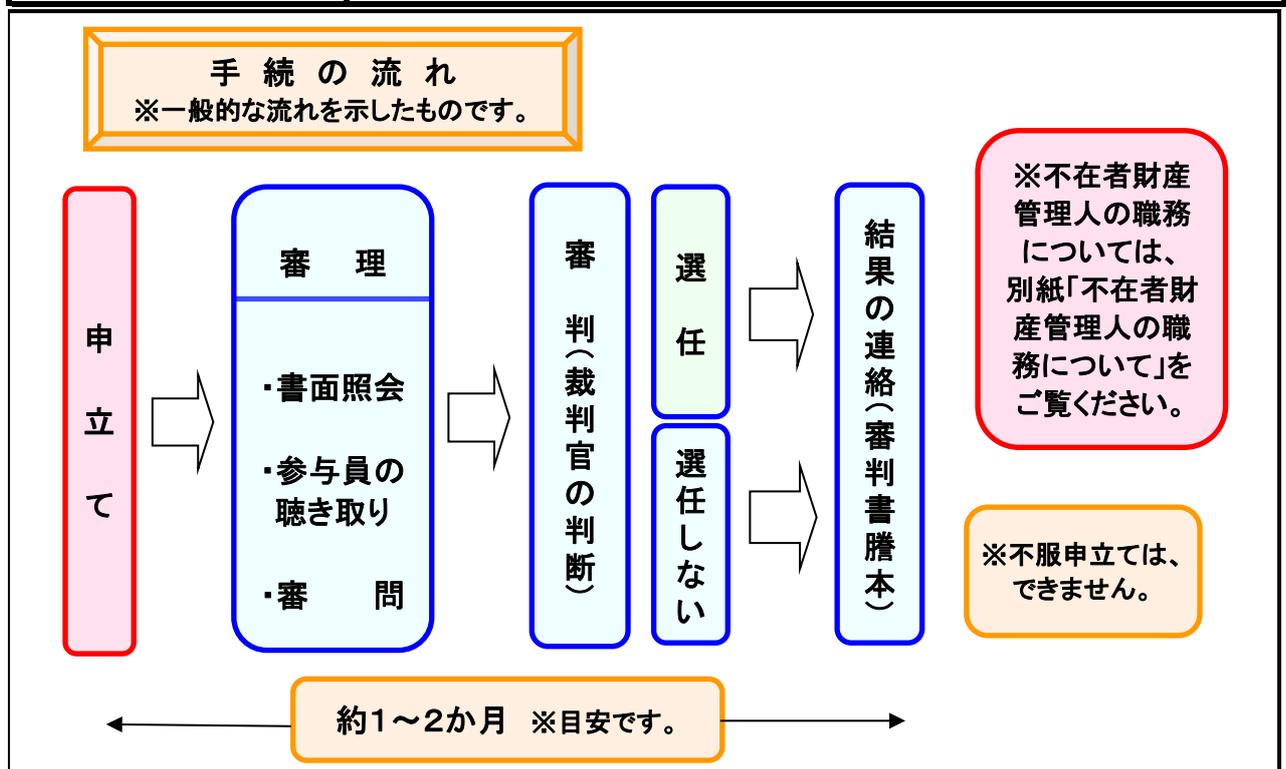


「不在者財産管理人選任」の手續とは・・・

不在者財産管理人選任とは、不在者の財産を管理する人を選ぶ手續です(民法25条1項)。不在者とは、住所又は居所を去って、容易に帰ってくる見込みのない人をいいます。生きている場合だけではなく、亡くなっている可能性がある場合も含まれます。不在者財産管理人は、不在者の財産を管理、保存するほか、家庭裁判所の許可を得た上で、不在者に代わって、遺産分割、不動産の売却等を行うことができます。

この手續を行いたいときは、以下の書類等を用意し、裁判所に提出してください。

申立てをする人	利害関係がある人、検察官
申立てをする裁判所	不在者の住所地の家庭裁判所
申立てに必要な費用	<input type="checkbox"/> 不在者1人につき 収入印紙 800円分 <input type="checkbox"/> 連絡用の郵便切手 3,290円分 【350円5枚、100円5枚、84円10枚、10円20枚】 ※審理中に財産管理人報酬相当額の納付をお願いすることもあります。 ※ 収入印紙・郵便切手は裁判所では販売していません。あらかじめ郵便局等で購入してください。
申立てに必要な書類	<input type="checkbox"/> 申立書 1通 <input type="checkbox"/> 不在者の戸籍謄本(全部事項証明書)、戸籍附票 各1通 <input type="checkbox"/> 不在者財産管理人候補者の住民票又は戸籍附票 1通 <input type="checkbox"/> 不在の事実を証する資料(不在者の搜索願受理証明書、返戻された不在者宛ての手紙等) <input type="checkbox"/> 不在者の財産目録、財産に関する資料(不動産登記事項証明書、残高が分かる書類(通帳写し、残高証明書等)等) <input type="checkbox"/> 申立人の利害関係を証する資料(戸籍謄本(全部事項証明書)、賃貸借契約書、金銭消費貸借契約書等) <input type="checkbox"/> 遺産分割目的の場合、相続人の範囲を明らかにするために必要な戸籍謄本(全部事項証明書)等 ※そのほかに書類の提出をお願いすることがあります。



よくあるご質問

Q1 「不在」であることに関して、家庭裁判所はどのような審理をするのですか？

家庭裁判所は、申立書や所在不明となった事実を裏付ける資料を確認した上で、申立人から事情を聴いたり、不在者の親族に照会することがあります。

Q2 財産管理人になるには、どのような資格が必要ですか？

資格は必要ありませんが、財産管理人は、不在者の財産を管理するために選ばれるものですので、職務を適切に行えることが必要です。通常、不在者との関係や利害関係の有無などを考慮して、適格性が判断されるため、弁護士、司法書士などの専門家が選ばれることもあります。申立人が挙げた候補者が必ず選任されるというわけではありません。

Q3 財産管理人が、不在者に代わって遺産分割協議をしたり、不在者の財産を処分する必要がある場合、どのような手続が必要になるのですか？

「権限外行為許可」という手続が必要になります。財産管理人は、主に財産の現状を維持するために必要な行為をする権限を持っていますが、遺産分割協議をしたり、不在者の財産を処分する行為は、その財産管理人の権限を超えていますので、このような行為が必要な場合は、別に、家庭裁判所に「権限外行為許可」の審判の申立てをして、許可を得る必要があります。

Q4 財産管理人の報酬は、どのように支払われるのですか？

財産管理人の報酬は、不在者の財産から支払われますが、不在者の財産が少なく報酬が支払えないと見込まれるときは、申立人から報酬の相当額をあらかじめ家庭裁判所に納めてもらい、それを財産管理人の報酬にすることがあります。

また、財産管理人の報酬は、自由に支払を受けることはできず、家庭裁判所に「報酬付与」の審判の申立てをして、認められた場合に、認められた金額を受け取ることとなります。

Q5 財産管理人の職務は、いつまで続くことになるのですか？

不在者が現れたり、死亡したことが確認されたときまで続きます。不在者が生きていたときは不在者に、不在者が死亡していたときは、不在者の相続人に財産を引き継ぐこととなります。これらの場合や管理する財産が無くなったときなど、いずれの場合にも、まず家庭裁判所に連絡をしてください。

名古屋家庭裁判所(本庁)に申立てをする場合の申立書等の提出(送付)先

〒460-0001

名古屋市中区三の丸一丁目7番1号 名古屋家庭裁判所 家事受付センター
(TEL 052-223-2830)